

豊川市豊かな魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領

この要領は、豊川市豊かな魅力発信業務委託の実施にあたり、プロポーザル方式により受託者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

豊川市豊かな魅力発信業務委託

(2) 業務目的

令和3年度から令和5年度までは認知度の向上を目的に、テレビ・ラジオ・新聞・WEB・SNS等のメディアを活用した「メディアリレーション活動強化業務」を実施してきた。

今年度は、訴求する対象を「20代から40代までの若者及び子育て世帯」を中心とし、認知度向上の次のステップである興味関心を引くプロモーションを実施することで、「豊川市シティセールス戦略プラン」の目標である「多くの人に住みたい、訪れたいと思われるまち」を目指し、移住・定住・交流・関係人口の増加を図る。

なお、本市が示す目標は、年間1,000人の社会増とし、本業務に係る費用の一部については、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用する。

(3) 業務場所

豊川市役所外

(4) 業務内容

別紙「豊川市豊かな魅力発信業務委託仕様書」のとおり

(5) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(6) 調達予定金額及び支払方法

ア 調達予定金額

金10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 支払方法

本業務の支払方法に関しては、本市と選定された契約候補者で協議の上決定することとする。

2 プロポーザル方式

(1) 実施方法としては、豊川市プロポーザル方式実施要綱第2条第2号及び第3条第7号により、公募型プロポーザル方式とする。

(2) プロポーザル方式を実施する具体的な理由及び実施効果としては、本業務は訴求する対象を「20代から40代までの若者及び子育て世帯」を中心とし、認知度向上の次のステップである興味関心を引くプロモーションを実施することで、移住・定住・交流・関係人口の増加を図るものであり、民間事業者の企画力を活かし、提出される提案書による業務内容の比較検討及び選定委員による採点が行われることにより、本市にふさわしい業者を決定することができる。

3 参加資格（提案書提出者に要求する資格）

- (1) 「豊川市豊かな魅力発信業務委託仕様書」に基づく業務を行うことができること。
- (2) 令和6・7年度の本市競争入札参加資格において、「(業務) 役務の提供等」のうち「(営業種目) 映画等製作・広告・催事、(取扱内容) 広告企画・代行」の資格を有していること。なお、競争入札参加資格を有しない場合は、提案書提出期限である令和6年6月17日(月)までに豊川市入札参加資格者名簿に対象業務の登録を完了すること。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- (8) 過去に自治体での豊かな魅力発信業務委託等の実績があること。もしくはそれに類似する業務実績があること。

4 提案書提出までの手続等

- (1) 豊川市豊かな魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領等の交付
 - ア 交付期間
令和6年4月23日(火)から5月13日(月)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで(以下「執務時間中」という。))
 - イ 交付場所及び交付方法
豊川市企画部元気なとよかわ発信課において直接交付するもののほか、豊川市ホームページ上において掲載するものとする。ただし、「豊川市豊かな魅力発信業務委託仕様書」の別紙2別冊は、直接交付のみとするので、希望する場合は、豊川市企画部元気なとよかわ発信課まで電話連絡すること。
- (2) 質問書の提出
プロポーザルの提出書類に関する事で質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。なお、提出期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。
 - ア 提出書類
【様式1】質問書

イ 提出期限

令和6年5月2日（木）午後5時15分必着

ウ 提出場所

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

E-mail:genki@city.toyokawa.lg.jp

エ 提出方法

電子メールにより提出し、メール件名は、以下のとおりとすること。なお、送信確認として電話連絡すること。

【会社名】豊川市豊かな魅力発信業務委託（質問書）

オ 質問の回答

提出された質問書については、令和6年5月8日（水）までに、豊川市ホームページ上に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- ①【様式2】参加表明書
- ②【様式3】経営状況等
- ③【様式4】同種又は類似業務の実績

イ 記載上の留意事項

- ① 経営状況等（資本金、売上高、自己資本比率等）
様式3を記述してください。
- ② 保有する技術職員等の状況
専門の技術者がいる場合は、その保有する資格を記述してください。
- ③ 同種又は類似業務の実績
同様の事業実績があれば、様式4にその内容を記述してください。
- ④ 当該業務の実施体制
当該業務の受託者と選定された場合の専任実施体制を記述してください。
- ⑤ 豊川市における業務実績
本市における過去の業務実績があれば、その内容を記述してください。
- ⑥ 賠償責任保険の有無
加入があれば保険の種類、未加入でこれから加入の意思があればその旨を記述してください。
- ⑦ 社会的貢献の状況
社会的貢献（表彰や社会貢献活動の実績など）について記述してください。
- ⑧ その他
会社の概要を記述してください。

ウ 提出期限

令和6年5月13日（月）午後5時15分必着

エ 提出先

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

オ 提出方法

窓口への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。郵送又は宅配便により提出する場合は、確認のため電話連絡すること。

(4) 提案書提出者の選定方法、選定基準及び選定概数等

ア 選定方法

参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。

イ 提案書提出者を選定するための基準

別添「豊川市豊かな魅力発信業務委託に係るプロポーザル提案書提出者選定基準」

ウ 選定する概数

概ね8者

エ 選定結果は、参加表明書の提出者に文書で通知する。

オ 選定結果に対して異議を申し立てることはできない。

カ 選定結果に関する質問には回答をしない。

(5) 提案書の提出

ア 提出書類等

①【様式5】提案書

別添「豊川市豊かな魅力発信業務委託に係るプロポーザル提案書作成要領」により作成する。

②【様式6】提案見積書

③ 上記4(5)ア①②の提出書類のデータを格納した電子媒体（CD-R等）を1枚提出すること。

イ 提出期限

令和6年6月17日（月）午後5時15分必着

ウ 提出先

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

エ 提出方法

窓口への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。

オ 様式及び留意事項

① 提案書は、簡易製本したものを作成し、1部提出すること。

② 用紙はA4版とする。

③ 頁数は25頁までとし、頁番号は各頁の下部中央に、目次を除いた部分を通し番号とすること。A3サイズについては、2頁カウントする。なお、表紙及び目次は頁数に含めない。

④ 文字のポイント数は、原則として11ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさに留意すること。

⑤ 提案見積書は、【様式6】提案見積書を使用し、封筒に入れて封緘し、1部提出すること。

⑥ 電子データとして提出する提案書のファイル形式は、Adobe社のPDFとすること。

⑦ 価格及び提案内容のバランスを総合的に評価するため、提案見積額は選定委員会に報告する。

⑧ 作成要領の項目ごとに対象とする提案を行うこと。なお、提案は1案とすること。

⑨ 記載は当該項目内で完結すること。

⑩ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

- ⑪ 提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務事項として提案書提出者が提示するものであり、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示し混同する可能性を排除すること。

カ 提出書類に関する質問

提出された書類の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。問い合わせを受けた場合には、速やかに回答すること。

キ 提出書類に関する注意事項

- ① 提出期限を過ぎた提案書は受け付けない。
② 公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が提案書提出者の瑕疵に因るものではなく、且つ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。

5 優先交渉権者の特定

(1) 優先交渉権者を特定するための評価方法及び評価基準

ア 提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行う。なお、必要に応じてヒアリング、又はプレゼンテーションを実施する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングは、以下のとおり実施する。

- ① 日時
令和6年6月25日（火）（予定）
- ② 場所
豊川市役所 本庁舎（予定）
- ③ 時間
- ・説明20分、質問20分（予定）
 - ・詳細な日時及び場所は、後日、提案書提出者に別途連絡する。
 - ・開始時間前5分間を準備時間、審査終了後5分間を片付時間とする。
 - ・質問に関しては20分以内で終了する場合がある。
- ④ 注意事項
- ・資料の差替え、追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。
 - ・プレゼンテーションの提案書提出者の出席者総数は3名以内とする。
 - ・本業務受託決定後のプロジェクト責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。
 - ・パソコン等の機材は本市で用意しないため、提案書提出者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。
 - ・機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。
 - ・プレゼンテーションの内容は録音する。

ウ 優先交渉権者を特定するための評価基準は、別添「豊川市豊かな魅力発信業務委託に係るプロポーザル評価基準」とする。

(2) 優先交渉権者の特定及び特定結果の通知

ア 優先交渉権者は、評価基準に基づく評価点の合計が最も高い者とする。

イ 審査結果については、提案書提出者に文書で通知する。

ウ 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

エ 審査結果に関する質問には回答をしない。

6 契約の締結等

(1) 提案内容の再確認

評価結果に基づき、優先交渉権者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、本市の承認を得ることとする。

このとき、提案書等に虚偽の記載が判明した場合には、契約の締結は行わず、次点提案書提出者と同様の確認を行うこととする。

(2) 契約に向けて

契約に際しては、優先交渉権者の提案内容に誤りがないことを確認後、契約に向けた個別の協議を開始し、その上で契約手続きを行う。ただし、提案内容が契約に反映されない場合、また個別協議が整わなかった場合には、次点提案書提出者と個別の協議を開始する。

(3) 契約金額

契約金額は原則として、受託者から提出された、提案見積書の額を超えないこととする。

(4) 仕様

ア 提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映する。

イ 提案書等に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ウ 本業務の目的達成のため、必要な範囲において、個別の協議により契約締結段階において、項目の追加、変更及び削除を行うことがあるため、優先交渉権者の決定をもって、提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

7 解約・一部解約（変更契約）

(1) 本市の帰責事由による場合

本市の責により解約する場合、本市は、履行済み部分のうち未払いの費用があれば、それを全額清算する。

(2) 受託者の帰責事由による場合

受託者の責により解約する場合、清算の考え方は本市の帰責事由の場合と同様であるが、受託者は、本市が別事業者へ無理なく継続及び移行するために必要な費用全額を、違約金として支払うこと。

8 募集から優先交渉権者特定までのスケジュール

実施内容	実施時期又は期日
実施要領等の交付期間	令和6年4月23日（火）～5月13日（月）
質問の提出期限	令和6年5月 2日（木）
質問の回答期日	令和6年5月 8日（水）

参加表明書の提出期限	令和6年5月13日（月）
選定通知及び提案書提出要請書の送付	令和6年5月17日（金）
提案書の提出期限	令和6年6月17日（月）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施（予定）	令和6年6月25日（火）
提案書の審査、優先交渉権者の特定（予定）	令和6年6月25日（火）
特定結果の通知・公表	令和6年6月28日（金）

9 その他

(1) 問い合わせ・書類提出先

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
 豊川市役所企画部元気なとよかわ発信課（杉本、杉浦）
 E-mail:genki@city.toyokawa.lg.jp
 電話:0533-95-0260（ダイヤルイン）

(2) 留意事項

ア 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とする。

- ① 実施要領の定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 要領その他、市の定めに違反する行為があった場合
 （応募資格等の要件を満たせなかった場合を含む。）

イ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書又は提案書は、返却しない。

エ 提出された参加表明書又は提案書は、提案書の提出者の選定及び優先交渉権者の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、本市が必要と認めるときは、提出者に承諾を得た上で、提出された参加表明書又は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

オ 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書又は提案書については、豊川市情報公開条例に基づき開示する。

キ 提案書に記載した本事業の実施体制は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。

ク 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。